



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 2月 7日金曜日 第1429号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則..... 111

## 告 示

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	111
肥料の登録.....	112
解除予定保安林（2件）.....	112
同意の成立（漁獲共済）（3件）.....	112
公有水面埋立免許の出願（2件）.....	112
道路の区域変更（県道粟井浅海線）.....	114
道路の供用開始（ " ）.....	114
道路の区域変更（県道北条玉川線）.....	115
道路の供用開始（ " ）.....	115
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	115
道路の供用開始（ " ）.....	115
道路の区域変更（県道伊延永長線）.....	116
道路の供用開始（ " ）.....	116
道路の区域変更（県道長月城辺線）.....	116
道路の供用開始（ " ）.....	116

## 公 告

せん孔業務の委託.....	117
ネットワークシステム運用管理業務の委託.....	117
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託.....	118

## 任 免 辞 令

寺崎哲郎.....	119
-----------	-----

## 正 誤

平成15年 1月10日付け第1421号愛媛県告示第40号（開発行為に関する工事の完了）中.....	119
---	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第3号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 2月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2第5号中「5年」を「7年」に改め、同表第12号1中「2人」を「1人」に改め、同号1ただし書を次のよう

に改める。

ただし、借入れの予定総額が120万円を超える場合であつて、連帯保証人になろうとする者が次のいずれにも該当するときは、2人とする。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税若しくは都民税（利子割を除く。）又は市町村民税若しくは特別区民税が課されていないとき。

イ 不動産を所有していないとき。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則別表第2第5号及び第12号の規定は、平成14年12月9日以後に貸付決定される離職者支援資金について適用し、同日前に貸付決定された離職者支援資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### ○愛媛県告示第248号

新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宇高北地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宇高北地区）計画書の写し
  - 新居浜市吉岡泉土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
平成15年 2月10日から 3月10日まで
- 縦覧場所  
新居浜市役所

### ○愛媛県告示第249号

西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・南新開地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）

- ・南新開地区)計画書の写し
- (2) 西条市氷見土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年2月10日から3月10日まで
- 3 縦覧場所  
西条市役所

○愛媛県告示第250号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成15年1月30日	愛媛県第1261号	魚かす粉末	6.0魚荒かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当事項なし	えひめ南農業協同組合 愛媛県宇和島市栄町港三丁目303番地

○愛媛県告示第251号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
新居浜市大永山字須領スズ尾344の77から344の92まで
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第252号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所  
温泉郡中島町大字大浦4700の37、4700の38
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第253号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
磯津区域(磯津漁業協同組合の地区)	主として底びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第254号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
伊方町区域(伊方町漁業協同組合の地区)	主として船びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第255号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
南内海区域(南内海漁業協同組合の地区)	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第256号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。  
法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び御荘町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。  
平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 知事 加戸守行  
松山市北持田町122番地
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - 埋立区域
    - 位置  
南宇和郡御荘町防城成川70番3から同78番3までの地先公有水面
    - 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町防城成川70番3地内道路敷（歩道）に設置された金属鈔）は、北緯32度57分47秒、東経132度32分22秒の地点

1点は、基点から真北307度02分46秒114.06メートルの地点

2点は、1点から真北70度28分59秒7.81メートルの地点

3点は、2点から真北118度16分09秒29.96メートルの地点

4点は、3点から真北118度30分03秒3.02メートルの地点

5点は、4点から真北118度54分24秒3.00メートルの地点

6点は、5点から真北119度18分34秒3.00メートルの地点

7点は、6点から真北119度42分47秒3.00メートルの地点

8点は、7点から真北120度07分00秒3.00メートルの地点

9点は、8点から真北120度31分11秒3.00メートルの地点

10点は、9点から真北120度55分23秒3.00メートルの地点

11点は、10点から真北121度19分34秒3.00メートルの地点

12点は、11点から真北121度43分44秒2.98メートルの地点

13点は、12点から真北123度17分26秒3.00メートルの地点

14点は、13点から真北123度17分25秒6.00メートルの地点

15点は、14点から真北123度17分27秒3.00メートルの地点

16点は、15点から真北123度17分26秒2.86メートルの地点

17点は、16点から真北126度20分54秒13.11メートルの地点

18点は、17点から真北216度20分54秒1.80メートルの地点

#### ウ 面積

959.06平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施行区域

##### ア 位置

南宇和郡御荘町防城成川70番1から同78番1までの地先公有水面及び陸域

##### イ 区域

次のA点からE点までを順次直線で結んだ線及びE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町防城成川70番3地内道路敷（

歩道）に設置された金属鈔）は、北緯32度57分47秒、東経132度32分22秒の地点

A点は、基点から真北305度57分26秒151.58メートルの地点

B点は、A点から真北70度28分59秒44.89メートルの地点

C点は、B点から真北120度59分02秒111.65メートルの地点

D点は、C点から真北216度20分54秒30.31メートルの地点

E点は、D点から真北270度14分44秒36.95メートルの地点

#### ウ 面積

5,226.49平方メートル

#### 3 埋立地の用途

道路用地

#### 4 出願年月日

平成15年1月27日

#### ○愛媛県告示第257号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び内海村役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏497番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平簀356番地

#### 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

##### (1) 埋立区域

##### ア 位置

南宇和郡内海村家串906番2地先から同1079番地先までの公有水面

##### イ 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線、15点と16点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と西ノ谷防波堤との境界線、16点と17点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との境界線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と南防波堤との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村家串1071番地先の一般県道網代鳥越線の道路端に設置された金属鈔）は、北緯33度02分55秒、東経132度28分17秒の地点

1点は、基点から真北238度18分29秒65.60メートルの地点

2点は、1点から真北23度39分21秒7.93メートルの地点  
 3点は、2点から真北113度39分21秒1.00メートルの地点  
 4点は、3点から真北23度39分21秒2.20メートルの地点  
 5点は、4点から真北293度39分21秒1.00メートルの地点  
 6点は、5点から真北23度39分21秒28.40メートルの地点  
 7点は、6点から真北113度39分21秒1.00メートルの地点  
 8点は、7点から真北23度39分21秒2.20メートルの地点  
 9点は、8点から真北293度39分21秒1.00メートルの地点  
 10点は、9点から真北23度39分21秒7.45メートルの地点  
 11点は、10点から真北323度39分21秒1.50メートルの地点  
 12点は、11点から真北53度39分21秒3.00メートルの地点  
 13点は、12点から真北323度39分21秒40.25メートルの地点  
 14点は、13点から真北233度39分21秒3.00メートルの地点  
 15点は、14点から真北323度39分21秒3.25メートルの地点  
 16点は、15点から真北45度48分39秒16.74メートルの地点  
 17点は、16点から真北176度14分27秒99.72メートルの地点  
 ウ 面積

3,311.26平方メートル  
 (2) 埋立てに関する工事の施行区域  
 ア 位置  
 南宇和郡内海村家串906番2地先から同1079番地先までの公有水面及び陸域  
 イ 区域  
 次のA点からG点までを順次直線で結んだ線及びG点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
 基点(南宇和郡内海村家串1071番地先の一般県道網代鳥越線の道路端に設置された金属鉄)は、北緯33度02分55秒、東経132度28分17秒の地点  
 A点は、基点から真北220度53分58秒66.01メートルの地点  
 B点は、A点から真北306度39分33秒9.03メートルの地点  
 C点は、B点から真北300度43分12秒55.62メートルの地点  
 D点は、C点から真北359度59分58秒32.75メートルの地点  
 E点は、D点から真北45度36分06秒82.15メートルの地点  
 F点は、E点から真北138度11分30秒33.57メートルの地点  
 G点は、F点から真北158度58分41秒47.10メートルの地点  
 ウ 面積  
 7,253.44平方メートル  
 3 埋立地の用途  
 漁港施設用地 約 1,220平方メートル  
 漁村再開発施設用地 約 2,040平方メートル  
 水路用地 約 50平方メートル  
 4 出願年月日  
 平成15年1月27日

○愛媛県告示第258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	北条市上難波字中尾山乙183番3から 同市上難波字高山乙115番13地先まで	旧	メートル 12.3~30.0	キロメートル 0.317	
			新	14.4~81.5	0.325	

○愛媛県告示第259号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	北条市上難波字中尾山乙183番3から 同市上難波字高山乙115番13地先まで	平成15年2月7日

## ○愛媛県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	北条市神田字大町甲340番5地先から 同市神田字上久保甲143番1地先まで	旧	メートル 6.4~16.0	キロメートル 0.274	
			新	12.9~23.0	0.275	
"	"	北条市才之原字前川甲442番1地先から 同字甲746番5地先まで	旧	8.0~8.4	0.021	
			新	15.6~15.8	0.021	

## ○愛媛県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	北条市神田字大町甲340番5地先から 同市神田字上久保甲143番1地先まで	平成15年2月7日
"	"	北条市才之原字前川甲442番1地先から 同字甲746番5地先まで	"

## ○愛媛県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字柿ヶ谷1354番3から 同字1296番2まで	旧	メートル 6.4~50.4	キロメートル 0.268	
			新	21.4~87.2	0.244	

## ○愛媛県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字柿ヶ谷1354番3から 同字1296番2まで	平成15年2月7日

## ○愛媛県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊延永長線	東宇和郡宇和町大字瀬戸202番1から 同大字253番2まで	旧	メートル 5.0～13.2	キロメートル 0.450	
			新	9.0～13.2	0.450	

## ○愛媛県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊延永長線	東宇和郡宇和町大字瀬戸202番1から 同大字253番2まで	平成15年2月7日

## ○愛媛県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長月城辺線	南宇和郡御荘町長月2805番から 同町長月2820番2まで	旧	メートル 2.5～10.0	キロメートル 0.373	
			新	6.5～17.0	0.373	

## ○愛媛県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長月城辺線	南宇和郡御荘町長月2805番から 同町長月2820番2まで	平成15年2月7日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

せん孔業務の委託

## (2) 委託業務名及び数量

ア 愛媛県庁の庁舎内で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式

イ 愛媛県庁の庁舎外で行う電子計算機への入力のためのせん孔業務及びこれに付随する業務 一式

## (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 委託期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

## (5) 委託業務に係る成果品の納入場所

愛媛県庁

## (6) 入札方法

(2)に掲げる業務ごとにそれぞれ入札に付する。

なお、入札金額は、処理する英数字又は片仮名文字1字当たりの単価を記載し、当該単価には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のせん孔業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に納入し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部統計課管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 941 2111 内線 2220

## (2) 入札書の受領期限

平成15年3月24日（月）午後5時

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成15年3月28日（金）午前10時

愛媛県企画情報部統計課システム設計室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

a) Punch service of computer data and other related services performed within Ehime Prefectural Government, 1 set

b) Punch service of computer data and other related services performed at private companies for the Ehime Prefectural Government, 1 set

## (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 24 March 2003

## (3) For further information, please contact:

Management Section, Statistics Division, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 941 2111 Ext 2220

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

ネットワークシステム運用管理業務の委託

## (2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理業務 一式

## (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 委託期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所  
知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部情報政策課ネットワーク運営係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）941 2111 内線2728

(2) 入札書の受領期限

平成15年3月28日（金）午前11時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年3月28日（金）午前11時  
愛媛県庁第一別館9階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入

札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Operation management service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 28 March 2003

(3) For further information, please contact:

Network Management Section, Information Policy Division, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 941 2111 Ext 2728

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運用管理・保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの



- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 愛媛県企画情報部情報政策課ネットワーク運営係  
 〒790 8570  
 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
 電話 (089) 941 2111 内線2727
  - (2) 入札書の受領期限  
 平成15年3月28日（金）午後2時
  - (3) 入札説明書の交付方法  
 (1)に掲げる場所で交付する。
  - (4) 開札の日時及び場所  
 平成15年3月28日（金）午後2時  
 愛媛県庁第一別館 9 階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
 2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
 要
  - (6) 落札者の決定方法  
 委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
 Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway Network System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 28 March 2003
- (3) For further information , please contact:  
 Network Management Section , Information Policy Division , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
 Tel 089 941 2111 Ext 2727

任 免 辞 令

○任免辞令

1月10日

愛媛県事務吏員 寺崎 哲郎  
 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき本職を免ずる

正 誤

○正 誤

平成15年1月10日付け第1421号愛媛県告示第40号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇所	誤	正
10	検査済証の番号及び交付年月日の欄中上から3段目	平成14年12月26日	平成14年12月16日

